

要旨（仮訳）

2021年4月、日本政府は東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針を発表しました。この基本方針は、福島第一原子力発電所の敷地に貯蔵されている ALPS 処理水の蓄積を管理するための方法についての日本政府の関係省庁及び東京電力東京電力によるレビュープログラムの結果作成されたものです。基本方針は、特に、処理水を海洋放出するという ALPS 処理水の処分について日本政府が選択した方法を記述しています。

同方針発表後、日本政府は IAEA が関連する国際的な安全基準を適用しつつ、東京電力福島第一原子力発電所に貯蔵されている ALPS 処理水の処分の安全性に関する詳細なレビューを実施することを要請しました。IAEA 事務局長はこの要請を受け入れ、また、ALPS 処理水の放出前、放出中及び放出後に関与するとの IAEA のコミットメントを述べました。IAEA は、関連する IAEA 憲章上の任務（特に IAEA が次のことを行う権限を有すると明らかにしている IAEA 憲章第3条 A6 に制定されている任務）に従いこのレビューを行っています。

「国際連合の権限ある機関及び関係専門機関と協議し、かつ、適当な場合にはそれらと協力して、健康を保護し、並びに人命及び財産に対する危険を最小にするための安全上の基準（労働条件のための基準を含む。）を設定し、又は採用すること、（中略）いずれかの国の要請を受けた時は、その国の原子力の分野におけるいずれかの活動に対して、前記の基準が適用されるように措置を執ること。」

2021年7月、IAEA と日本政府は、東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の安全面のレビューに関する日本政府に対する IAEA の支援についての付託事項に署名しました。これに関する IAEA の活動は、今後数十年にわたり ALPS 処理水を放出するとの東京電力及び日本政府の行動が、国際安全基準に合致したものであるか否かを評価するための技術的なレビューから成ります。IAEA はまた、放出前、放出中及び放出後の東京電力及び日本政府のソース及び環境モニタリング計画の裏付けに関するすべての必要な活動を行います。IAEA のレビューは、すべての主要な安全性に関する要素が十分に手当てされることを確保するために、次の主要な3つの項目で構成されます。1) 保護及び安全性の評価、2) 規制上の活動及びプロセス、3) 独立したサンプリング、データの裏付け及び分析。

IAEA のレビューを透明かつ包摂的な方法で実施するために、IAEA 事務局長はタスクフォースを設置しました。同タスクフォースは IAEA の権限下で活動し、IAEA の幹部職員が議長を務めます。同タスクフォースは、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、中国、フランス、マーシャル諸島、韓国、ロシア、英国、米国、ベトナムから、広い技術専門分野からの広範な経験を有する国際的に認められた独立した専門家と並んで、IAEA 事務局の専門家を含みます。これらの独立した専門家は、IAEA のレビューが包括的であり、最良の国際的な専門性から裨益し、また、多様な範囲の技術的視点を含むことを確保することに資するために、各個人の専門的立場からタスクフォースにおいて助言を提供し、活動します。

IAEA タスクフォースが 2021 年 9 月に第一回会合を開催して以降、5 回のレビューミッション、6 つの技術報告書、そして数多くのタスクフォース会合が開催されてきました。これらの活動及び主要なマイルストーンの要約は、別添 1 に含まれています。このプロセスを通じて、同タスクフォースは専門家が ALPS 処理水の計画された放出の技術上及び規制上の側面のより良い理解を促進する日本政府及び東京電力からの情報を受け取りました。レビューミッションの技術報告書は、IAEA のレビューの要約を含み、並びに、東京電力及び日本政府

によって得られた進捗が示されています。過去 2 年間にわたり、タスクフォース及び日本政府は、過去のレビューミッションからの観察を特定し、及び観察に依拠し、また、現在 IAEA は、放出の安全性に関する包括的な結論を導き出し得る状況にあります。加えて、このレビューは、日本の原子力規制委員会（NRA）の国内規制審査及び認可と同時並行的に行われています。したがって、IAEA のレビューからの見解は、タイムリーで有益な方法で国内のプロセスにおいて考慮されました。

この包括報告書は、このプロセスの全般的な安全の側面を理解する上で重要な、幅広い事項に関する説明や見解を含むものです。これは IAEA 事務局長が指摘したように、「（海洋放出）前」の段階について述べるものです。この包括報告書の目的は、今後数十年に亘って ALPS 処理水を太平洋に放出するとの計画されたオペレーションが、関連する国際安全基準に合致しているか否かを評価するための技術的レビューについての IAEA の最終的な結論及び所見を提示することです。この包括報告書に含まれる個々の事項のレビューは、IAEA のレビューの結論を一般公衆にとってより身近で理解可能なものになるように凝縮、要約され、何百ページに及ぶ技術的な、また、規制上の書類に基づくものです。関連する国際安全基準の要約は別添 2 に含まれています。

ALPS 処理水の海洋放出が関連する国際安全基準に合致した方法で行われるか否かを十分に評価するために、タスクフォースは、IAEA によって出版された、安全に関する基本原則、安全要件及び補足的な安全ガイドを考慮しました。これらの基準は、健康の保護、並びに、生命及び財産に対する危険の最小限に関する安全のための基準です。これらの国際安全基準は、IAEA の憲章上の任務に従って、国連の権限ある機関及び専門機関と協議し、また、適当な場合にはそれらと協力して作成され共同で提案されたものです。これらは、人及び環境の保護に関して世界的に参照されるものであり、世界的な高いレベルで調和された安全に寄与するものです。

この報告書は、安全に関する基本原則の適用評価、関連する安全要件及び補足的な安全ガイドに関する適合性評価を含むものです。国際安全基準の適用においては、これらの原則及び技術的考慮は各国の状況に適合させなければならないという点に留意することが重要です。

IAEA の包括的評価に基づき、IAEA は、ALPS 処理水の海洋放出に対する取組及び、東京電力、原子力規制委員会及び日本政府による関連の活動は、関連する国際安全基準に合致していると結論づけました。

IAEA は、ALPS 処理水の放出は、放射線に関する側面との関連で、社会的、政治的及び環境面での懸念を起こしていることを認識しています。しかしながら、IAEA は、包括的評価に基づき、現在東京電力により計画されている ALPS 処理水の放出は、人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響となると結論付けました。

上記の結論にもかかわらず、ALPS 処理水放出オペレーション中の活動の関連国際安全記述との適合性を評価するため、IAEA は、ひとたび放出が始まれば、タスクフォースによってレビュー及び評価された技術的な事項の多くが、様々な時点で再度検討される必要があることに留意しています。

2023 年 5 月、IAEA は、ALPS 処理水のサンプルに含まれる放射性核種の決定のために行われた第一回目の分析機関間比較の結果を詳述に示す報告書を発表しました。これらの所見は、ALPS 処理水の放出に関連する正確かつ精密な測定を行うための東京電力の能力に対する信頼を提供しています。更に、IAEA の観察に基づき、東京電力は ALPS 処理水の放出中、東京

電力福島第一原子力発電所において存在する技術上のニーズをサポートするための持続可能かつ堅牢な分析システムを有していることを示しました。

IAEA は、ALPS 処理水の放出前のみならず、放出中及び放出後も、ALPS 処理水の放出に関し、日本に関与することにコミットします。上記の所見は、タスクフォースが放出開始前に行った活動に係るものです。しかしながら、IAEA 及びタスクフォースの業務は、何年にもわたり継続します。IAEA は、レビュー期間全体を通して、福島第一原子力発電所におけるオンサイトでの立ち会いを維持し、福島第一原子力発電所からリアルタイム及びリアルタイムに近いモニタリング・データの提供を含め、国際社会が利用できるデータを公表していきます。継続する追加的なレビュー及びモニタリング活動が予定されており、それは、継続的に関連する国際安全基準の適用を提供していくことで、国際社会に対し、更なる透明性及び安心を提供します。